

審査請求書

令和 8 年 3 月 9 日

国立教育政策研究所長 殿

審査請求人 NPO 法人 読み継ぐ書物のアクセシブル図書館

理事長 沖田 克夫

住所

E-mail

第 1 審査請求の趣旨

令和 8 年 1 月 27 日付け（令和 8 年 1 月 29 日受付）の行政文書開示請求に対する令和 8 年 2 月 27 日付開示決定（到着は 3 月 5 日）のうち、開示の実施方法等の部分を取り消し、電子データ(XML 文書、画像、動画、音声、スタイルシート、JavaScript プログラム等)をそのまま開示することを求める。

第 2 審査請求の理由

1 開示の実施方法が請求と異なること

本件請求は、令和 7 年度及び令和 8 年度の全国学力・学習状況調査 CBT サンプル問題（通常版及びすべての配慮版）の電子データ（XML 文書、画像、スタイルシート等）の開示を求めている。

しかし、本件決定においては、開示の実施方法（閲覧ではなく交付の場合）は「スキャナーにより電子化し、CD-R 又は DVD-R に複写したものの交付」とであると記載されている。スキャナーによる電子化とは通常、紙の文書をスキャナーに掛けて画像電子データを得ることを意味する。すなわち、電子データをそのまま交付するのではなく、それを表示・印刷してからスキャナーにかけ、得られた画像電子データを交付するという実施方法である。

この実施方法には次の三つの問題がある。

1. 電子データ（XML 文書、画像、スタイルシート等）は電磁的記録であり、そのまま複写して交付することが可能である。したがって、スキャナーによる画像化を行う必要はない。必要がないのにあえて画像化する合理的理由は本件決定において示されていない。
2. 電子データを画像化する処理を必要とするため、手数料が高額となっている。不必要な処理により生じた手数料は、情報公開の趣旨に照らして合理性を欠く。
3. 本件請求は当該電子データそのものの確認を目的とするものであり、画像化されたデータの交付は請求の趣旨に実質的に応えるものとはいえない。

なお、「スキャナーにより電子化する」との記載からは、XML 文書のソースを表示したものを画像化するのか、あるいは MEXCBT における問題表示画面を画像化するのも必ずしも明らかではない。

2 公共性および検証可能性の観点

全国学力・学習状況調査は国費により実施される全国規模の公的事業であり、CBT サンプル問題もその一環として作成されている。その電子データによる表現が、情報アクセシビリティの観点から適切であるかを客観的に検証可能であることは、公共性の観点から重要である。外部から検証不能な状態に置くことは、透明性の確保という行政法上の基本原則とも緊張関係に立つ。

本件の開示方法は、当該検証を実質的に不可能とする効果を有するものであり、その合理性は厳格に判断されるべきである。

なお、本件に関する技術的背景については、別紙補充意見書を参照されたい。

3 結論

以上のとおり、本件処分の開示方法は請求の趣旨に適合していない。

よって、本件処分のうち開示方法に関する部分を取り消し、当初請求どおり、電子データ（XML 文書、画像、動画、音声、スタイルシート、JavaScript プログラム等）をそのまま複写した媒体による交付を求める。

以上

別紙 補充意見書

1 目的

本件請求は CBT 問題を構成する電子データ（XML 文書、画像、スタイルシート等）の開示を求めるものである。

本意見書は、法律と JIS 規格によって求められている情報アクセシビリティの客観的検証が、本件決定の開示方法ではできない理由を説明する。

2 法制度上の位置づけ

国の行政機関は、以下の法制度の下において、情報アクセシビリティ確保に関する責務を負っている。

- ・ 障害者基本法 第 22 条（情報の利用におけるバリアフリー化等）
- ・ 障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律
- ・ 障害者差別解消法（行政機関に合理的配慮提供義務）

また、技術的基準としては、

- ・ JIS X 8341-3: 2016 高齢者・障害者等配慮設計指針—情報通信における機器、ソフトウェア及びサービス—第 3 部：ウェブコンテンツ
- ・ Web Content Accessibility Guidelines 2.2 [JIS X 8341-3:2027 として JIS 化が進行中]

等が存在する。

全国学力・学習状況調査は、これら法制度の下で実施される全国規模の公的事業である。情報アクセシビリティが確保されているかという観点から、CBT サンプル問題が検証可能な状態にあることは制度趣旨との関係において重要である。

3 検証の不可能性

JIS X 8341-3: 2016（および制定中の JIS X 8341-3: 2027）では、アクセシビリティのために必要な達成基準を定めている。例えば、すべての非テキストコンテンツには、拡大印刷、点字、音声、シンボル、平易な言葉などの利用者が必要とする形式に変換できるように、テキストによる代替を提供することが求められている。

達成基準を満たしているかどうかを、すべて目視によって検証するのは現実的ではない。検証用プログラムを用い、自動的に検証するのが常識となっている。目視による検証は、プログラムによる検証では不十分な点を補うために行われる。

CBT サンプル問題においても、情報アクセシビリティが確保されているかをプログラムによって検証することが必要である。

しかし、「スキャナーにより電子化し、CD-R 又は DVD-R に複製したものの交付」という本件決定の交付方法では、こうしたプログラムによる検証が不可能になる。交付され

る画像電子データには、XML 文書の要素構造、属性情報、代替テキスト等の機械可読な情報が失われているためである。

4 結論

請求した電子的データがそのまま交付されなければ情報アクセシビリティの検証はできない。したがって、本件の開示方法は、再検討されるべきである。

以上